

# **総務課・循環型社会推進室**



# 1. 環境再生・資源循環局の組織、予算

## 環境再生・資源循環局の組織

(令和3年6月1日現在)

環境再生・資源循環局 局長:森山

次長:松澤

審議官:土居

### 総務課 課長:中尾

- 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整
- 環境の保全に関する基本的な政策の企画立案・推進(廃棄物の排出抑制・適正処理、清掃、資源再利用促進に係るものに限る。)
- 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること 他

### 循環型社会推進室 室長:平尾

- 循環型社会形成推進基本計画に関すること
- 循環型社会白書の作成に関すること
- 循環産業の国際展開に関すること

### リサイクル推進室 室長:平尾

- 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関する事務のうち、廃棄物の再生に関すること
- 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準、指針、方針、計画の策定等に関すること

### 廃棄物適正処理推進課 課長:名倉

- 一般廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること(災害廃棄物の適正処理及び処理基準を除く)
- 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準及び規制等
- 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括 他

### 浄化槽推進室 室長:山本

- 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること

### 放射性物質汚染廃棄物対策室 室長:吉野

- 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に関すること

(処理施設の整備及び管理を除く)

### 廃棄物規制課 課長:神谷

- 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること
- 産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること(PCB、支障の除去を除く)
- 廃棄物の処理に関する基準に関すること 他

### 環境再生事業担当参事官室 参事官:川又

- 環境の保全に関する基本的な政策の企画・立案、推進(事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関することに限る。)
- 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整(事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関することに限る。)

### 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 室長:中野

- 環境再生施策への国民理解等に資する取組の推進
- 環境再生に係る国際協力・広報等

### 災害廃棄物対策室 室長:名倉

- 災害廃棄物の適正処理に関すること

### 不法投棄原状回復事業対策室 室長:神谷

- 不法投棄の原状回復

### 特定廃棄物担当参事官室 参事官:則久、企画官:馬場

- 特定廃棄物(放射性物質汚染対処特措法の第20条に規定する特定廃棄物をいう。)の適正な処理に関すること(環境再生施設整備担当参事官の所掌に属するものを除く。)

### 環境再生施設整備担当参事官室 参事官:鮎川

- 中間貯蔵施設の整備及び運営、保全その他の管理に関すること 他

### PCB適正処理室 室長:神谷

- PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること

### 放射性物質汚染対処技術参事官室 参事官:渡邊

- 事故由来放射性物質による環境の汚染の対処に係る技術に関する事務の総括に関すること

## 令和3年度 環境省予算(案)の概要

(単位:億円)

	令和2年度 当初予算	令和2年度 補正予算	令和3年度	
			当初予算	対前年比
<b>【一般会計】</b>				
一般政策経費等	1,494	893	1,513 →うち当局分449(省予算の30%)	101%
<b>【エネルギー対策特別会計】</b>				
エネルギー対策 特別会計	1,604	505	1,606 →うち当局分393(省予算の24%)	100%
<b>【小計】</b>				
一般会計+エネ特	3,099	1,398	3,119	101%
<b>【東日本大震災復興特別会計】</b>				
(復興庁一括計上)	6,752	-	3,612 →うち当局分3,537(省予算の98%)	53%
<b>【合計】</b>				
合計	9,880	1,398	6,731 →うち当局分4,379(省予算の65%)	68%

\*四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

## 2. 循環型社会形成の推進について

### (1) 循環型社会形成推進基本計画の策定について

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、政府は循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、平成25年5月の第三次循環基本計画閣議決定から5年近くが経過したため、平成30年6月19日に第四次循環基本計画を閣議決定した。構成としては、

1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組  
（環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上）
  2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
  3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
  4. 適正処理の更なる推進と環境再生
  5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築
  6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
  7. 循環分野における技術開発、人材育成、情報発信等
- の7項目に基づき策定した。

これらの方向性の実現に向けて、おおむね2025年における数値目標を設定するとともに、国が講ずべき施策を示している。

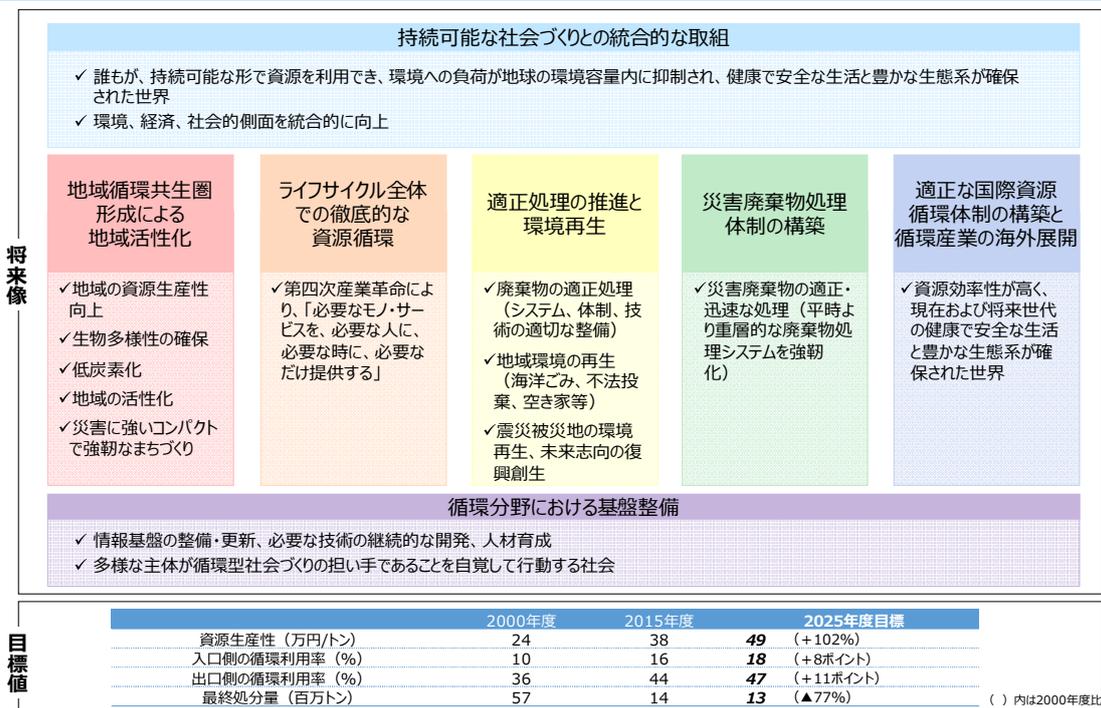
地方公共団体におかれても、第四次循環基本計画及び本文に記載した「各主体の役割」のうち「地方公共団体に期待される役割」等を踏まえた施策展開をお願いしたい。

<参考資料>

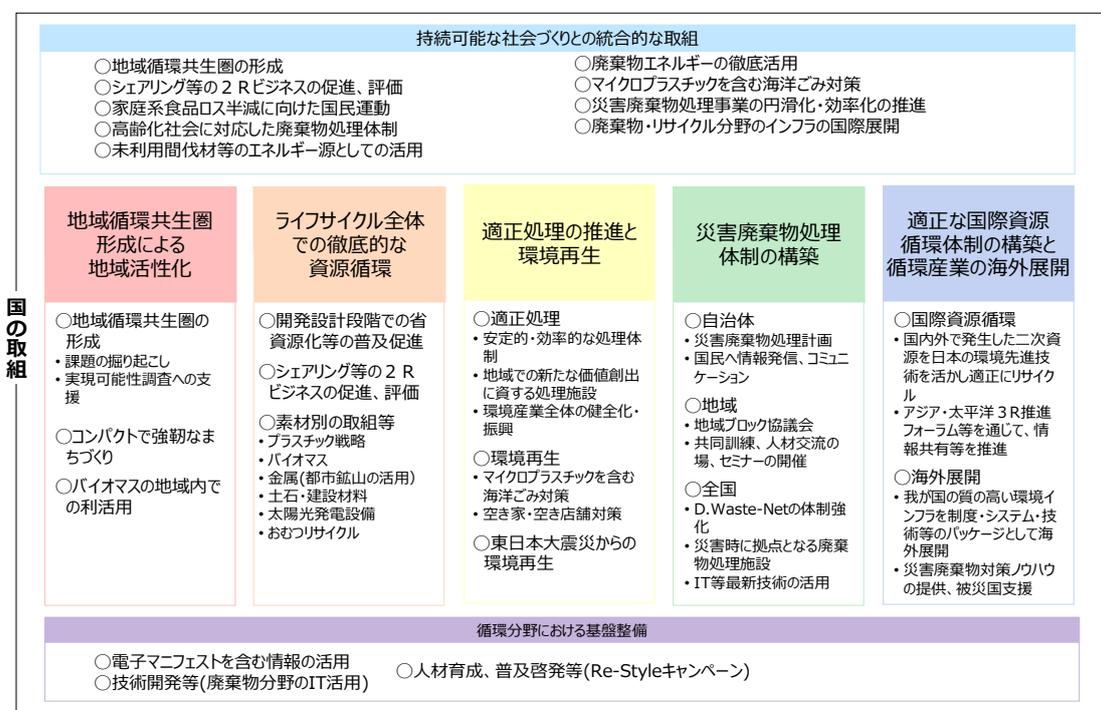
循環型社会形成推進基本計画

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

## 第四次循環型社会形成推進基本計画に定める将来像・目標値



## 第四次循環型社会形成推進基本計画における国の取組



## (2) 積極的な情報発信等による行動喚起の促進

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要がある。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠。今年6月に公表した「環境・循環型社会・生物多様性白書」では、循環型社会の基本的な考え方を振り返り、循環型社会の実現に向けた課題を整理するとともに、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、①地域循環共生圏の形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を記述した。白書は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>) にも掲載しているので、廃棄物・リサイクル関係法の施行状況や各種データとともに学校やコミュニティなどでの循環型社会形成に向けた地域学習・普及啓発のために御活用願いたい。

国民の取組推進に向けた直接的なアプローチとしては、第四次循環基本計画に基づき“限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。”をキーメッセージとした“Re-Style”を展開している。

同事業では、循環型社会のライフスタイルを“Re-Style”と提唱し、資源の重要性や3Rへの共感、行動喚起等を目指したWebサイト (<http://www.re-style.env.go.jp/>) による情報発信と、イベントや店頭展開などの取組を平行して実施している。

今年度も、引き続き、コアターゲットである若年層の関心カテゴリーに着目したコンテンツを発信していくとともに、消費者向け3R行動喚起事業「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等にて実施する予定である。

今年度も10月の3R推進月間に合わせて、3R推進全国大会を10月に和歌山県にて開催する予定である。

今後とも3Rに関する情報発信や態度変容に向けた行動喚起について地方公共団体の御協力をお願いしたい。

### ※ 3R活動推進フォーラム

我が国でゴミゼロ社会作りに取り組んできた「ゴミゼロパートナーシップ会議」が、その機能を拡充・発展し、平成18年1月、新たに「3R活動推進フォーラム」として発足した。

同フォーラムは、会員による3Rの取組をさらに進めるほか、会員相互の連携した活動の展開など、幅広い関係者のパートナーシップの下で、国内での3Rと循環型社会づくりの具体的活動を進めるとともに、我が国での経験と成果を世界に向けて発信していくこととしている。上記全国大会

のほか、セミナー、3R促進ポスターコンクール、関係団体との各種連携事業、循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰の推薦などを実施している。

すでに全都道府県を含め73の地方自治体に同フォーラムに参加いただいているが、自治体会員については、会費を免除しており、これを機に同フォーラム (<https://3r-forum.jp/>) への積極的な参画・協力をお願いしたい。

### 3. 3Rイニシアティブ推進と循環産業の国際展開支援

#### (1) 3Rイニシアティブの国際的な展開－1

グローバルな経済成長と人口増加に伴い、廃棄物の発生量が急増している。また、リサイクルなどを目的にした循環資源の国際移動に伴う環境汚染などが懸念されている。新興国では、リサイクル制度の整備が不十分であったり、運用面で課題があったりする例も存在する。こうした状況において、我が国は、国内における廃棄物・リサイクル対策の実績を基に、国際的な循環型社会の構築に向けて積極的に貢献していく必要がある。

こうした中、平成16年のG8シーアイランドサミット（米国）において、我が国の提案を受け、3Rを国際的に推進する「3Rイニシアティブ」の開始が合意された。その後も、平成20年のG8神戸環境大臣会合における「神戸3R行動計画」の合意、それに基づく平成23年の「G8及びOECD諸国における資源生産性」の報告書発表、同年の国連持続可能な開発委員会の会期間会合（CSD19）で設立が指示された「地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ」の発足等、国際的な3Rの取組が進んできた。

平成27年の国連サミットにおいては、地球サミット（平成4年）で採択されたアジェンダ21及びリオ+20（平成24年）での決定事項や、ミレニアム開発目標（MDGs）の評価を踏まえ、2030アジェンダが採択された。アジェンダで掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）では17のGoalを設定しており、そのうちGoal12（持続可能な消費と生産）では、その細目として「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.3 小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」、「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」が掲げられている。我が国としても、循環型社会を形成することで、2030年までにこれらの目標を達成していく必要がある。

#### (2) 3Rイニシアティブの国際的な展開－2

平成27年のG7エルマウサミット（ドイツ）では、首脳宣言の中で資源効率性が取り上げられ、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーがベストプラクティスを共有するフォーラムとして、「資源効率性のためのG7アライアンス」が設立された。同アライアンスは、議長国が主導してワークショップを開催することとしており、設立以降毎年ワークショップが開

催されている。

平成 28 年に開催された G 7 富山環境大臣会合においては、国連環境計画 (UNEP) 国際資源パネル (IRP) による統合報告書と、それを補完する OECD による政策ガイダンスが発表された。UNEP-IRP の統合報告書には、資源効率性の向上は、パリ協定や持続可能な 2030 アジェンダの実現にとって不可欠であるとともに、経済成長や雇用の創出にも寄与するといった内容が盛り込まれている。

なお、UNEP-IRP は天然資源の利用による環境への影響の科学的評価等を行うパネルとして平成 19 年に創設され、金属のリサイクル率、天然資源の利用やその環境に対する影響と経済成長との間のデカップリングなど、世界の資源管理に関する科学的報告を発出している。

さらに、G 7 富山環境大臣会合においては、コミュニケ附属書として「富山物質循環フレームワーク」が採択された。同フレームワークでは、G 7 として「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むこととしている。SDGs 及びパリ協定の実施に向けて国際的に協調して資源効率性や 3 R に取り組むという強い意志を示した、世界の先進事例ともいえるべき国際的枠組となっている。

平成 29 年 6 月には、G 7 ボローニャ環境大臣会合のコミュニケ附属書として「ボローニャ・5 ヶ年ロードマップ」が採択された。同ロードマップは、富山物質循環フレームワークを踏まえ、G 7 各国が率先して実行すべき具体的な行動が示された。

平成 30 年 6 月にカナダ・ケベック州にて開催された G 7 シャルルボワ・サミットにおいて発出されたコミュニケにおいては、「健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント」を承認し、海洋の知識を向上し、持続可能な海洋と漁業を促進し、強靱な沿岸及び沿岸コミュニティを支援し、海洋プラスチックごみやその他の海洋ごみに対処するとされた。

令和元年 5 月の G 7 メッス環境大臣会合のコミュニケでは、資源効率性に関する政策の重要性を認識するとともに、企業が果たす重要な役割を強調し、民間部門及び社会全体で資源効率性を促進するための適切な施策、アプローチ、及びパートナーシップを確立することを目指すこととされた。

令和 3 年 5 月の G 7 気候・環境大臣会合 (オンライン開催) では、国内外共通でグローバルな企業や金融界等の自主的な対応を促すために「循環経済及び資源効率性の原則」を策定することを日本が提唱し、コミュニケに盛り込まれた。

G 7 のみならず G20 の枠組みでも、資源効率性に関する取組が始まっている。平成 29 年 7 月の G20 ハンブルクサミット (ドイツ) の首脳宣言では、「G20

資源効率性対話」の設立が合意された。本対話では、ライフサイクル全体にわたる天然資源利用の効率性、持続可能性の向上や持続可能な消費生産形態の促進に向け、グッド・プラクティスや各国の経験を共有することとしており、同年 11 月にベルリン（ドイツ）で設立総会が開催され、平成 30 年 8 月にはプエルト・イグアス（アルゼンチン）で第 2 回会合が開催された。

令和元年 6 月に軽井沢で開催された関係閣僚会合では、G20 資源効率性対話における取組を評価し、日本が議長国を務める同対話の会合で同対話のロードマップを作成することに合意した。同月に大阪で開催されたサミットの成果文書「G20 大阪宣言」には、資源効率性向上が、SDGs 達成、及び、広範な環境問題に対処し、競争力及び経済成長を向上し、資源を持続可能な方法で管理し、雇用を創出することに貢献することへの認識と、上記ロードマップ策定への期待が盛り込まれた。同年 10 月には関係閣僚会合のフォローアップとして、G20 資源効率性対話・G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合及び関連イベントが開催され、関係閣僚会合にて合意された G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づき、第 1 回目の各国の対策・優良事例について報告・共有を行い、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、相互学習等を通じた対策・施策の推進を確認した。同会合成果として、各国の対策・優良事例に関する報告書及び資源効率性に関するロードマップ、今後の取組等に関する議長サマリーが策定された。

また、平成 29 年にヘルシンキ（フィンランド）で開催された世界循環経済フォーラムを、平成 30 年 10 月 22 日～23 日に、日本国環境省及びフィンランド政府イノベーション基金（SITRA）の主催の下、「世界循環経済フォーラム（WCEF）2018」として横浜で開催した。本フォーラムでは、64 か国、1,000 名以上の方々が参加する中、循環経済に関する世界中の好事例の紹介や、SDGs の達成に向けた循環経済の役割等について議論が行われた。その後も毎年フォーラムが開催されている。

令和 3 年 2 月に「循環経済及び資源効率性に関するグローバルアライアンス（GACERE）」が発足し、世界各国が連携して循環経済への移行に取り組む体制が構築された。GACERE には 6 月現在で日本を含む 15 か国・機関が参加しており、年 1 回のハイレベル会合が予定されている。

今後、G7・G20 の成果、WCEF・GACERE における議論等を踏まえつつ、我が国の循環経済・3R に関する国際的な情報発信を進めていく必要がある。

## CE関連 2021年の主なスケジュール（国際）

時期	概要
2月 22日	循環経済・資源効率性に関するグローバルアライアンス（GACERE）立ち上げ【開催済み】
3月 2-3日	世界経済フォーラム（WEF）との循環経済ラウンドテーブル会合（オンライン）【開催済み】 -循環経済の先進的事例を有する国内外のビジネス界を中心に、今後の循環経済の目指すべき方向性等を議論
4月 15-16日	WCEF（世界循環経済フォーラム）と気候変動に関するハイレベル会合（オランダ・ハイブリッド）【開催済み】
5月 20-21日	G7気候・環境大臣会合（オンライン）【開催済み】
秋頃	第11回アジア・太平洋3R・循環経済推進フォーラム（ロシア・モスクワ）
9月 13-15日	世界循環経済フォーラム（WCEF）2021（カナダ・トロント）
11月	気候変動COP26（イギリス・グラスゴー）

## 循環経済及び資源効率性に関するグローバルアライアンス

### Global Alliance for Circular Economy and Resource Efficiency（GACERE）

#### 【目的・活動】

- 世界全体での循環経済及び資源の効率的利用への公正な移行を目指す。
- 各国の政策のマッピング、課題の特定、成功事例の共有。
- 課題・政策的ギャップに対する調査・研究の促進。
- 部門別、二国間、地域別（アフリカ循環経済アライアンス、ラ米資源循環連合等）のパートナーシップの支援。
- 資源管理に関する「世界規模の対話」を促進

#### 【メンバー】

- UNEP・UNIDO・EU及び日本を含む各国政府。
- 企業、NGO等も参加可能。

#### 【立ち上げ時期等】

- 2021年2月22日、GACERE発足。
- 年1回のハイレベル会合を実施。UNEAや国連総会への報告も検討。
- 現時点で、EUに加えて、日本、カナダ、ノルウェー、チリ、ペルー、南アフリカ、ケニア、ルワンダ、ナイジェリアが参加表明

[https://ec.europa.eu/environment/international\\_issues/gacere.html](https://ec.europa.eu/environment/international_issues/gacere.html)

## グローバルアライアンス立ち上げ（2021年2月22日） 小泉環境大臣発言



私たちは現在、コロナ禍と気候変動という二つの世界的危機に直面しています。この歴史的な転換点に立って、持続可能で強靱な社会経済システムをリデザインすることは絶対不可欠であり、そのために日本は今、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への「3つの移行」に挑戦しています。

どのように移行するのか？

循環経済への移行を推進するための日本の2つの新たな取組を紹介します。

一つめは政策立案です。日本はプラスチックの資源循環に関する新案を提出し、プラスチックの循環を促進することを目的とした製品設計を後押しします。また、日本政府は経団連（日本経済団体連合会）と循環経済パートナーシップを立ち上げ、官民連携を進めます。

二つめは国際協力です。その一例として、日本は2週間後に、循環経済ラウンドテーブル会合を世界経済フォーラムと共同で開催します。この会議は、循環経済に向けた様々な努力を発信する機会となります。

どこまで移行しているのか？

日本は資源効率の向上に積極的に取り組んできました。例えば、日本企業は20年以上前から、家電リサイクル法に基づき、部品や材料に分解されやすいように設計された家電製品を製造してきました。また、トヨタでは、閉じたループの中で自動車の部品を循環させることを最終目標に掲げた「Global Car-to-Car Recycle Project」を実施しています。

これらの努力によって、日本の資源生産性は先進国の中でトップレベルとなりました。しかし、循環経済に移行するためには更なる努力が必要と考えます。

私たちが団結すれば、未来は変えられます。私は、このグローバルアライアンスが循環経済への移行を加速させ、コロナ後の社会経済システムをリデザイン（再設計）することを心から願っております。ありがとうございました。

## WEFとの循環経済ラウンドテーブル会合



- 令和3年3月2-3日、環境省は世界経済フォーラムと共催で、「循環経済ラウンドテーブル会合」をオンラインで開催。
- ハイレベルセッションにおいては、小泉大臣、フェルトホーフェン・オランダ国環境大臣、ブレンデ・世界経済フォーラム総裁などと循環経済について議論。
- また、「エレクトロニクス」「プラスチック」及び「イノベーション・ファイナンス」について、国内外の企業を中心に、目指すべきビジョンや課題、解決策について議論。



小泉 進次郎	日本国環境大臣
Stientje van Veldhoven	オランダ国環境大臣
石井 菜穂子	東京大学 理事、グローバル・コモンズ・センター ダイレクター
杉森 務	経団連副会長・環境安全委員長
和賀 昌之	三菱ケミカル(株)代表取締役社長
Børge Brende(モデレーター)	世界経済フォーラム会長兼CEO
江田 麻季子(モデレーター)	世界経済フォーラム日本代表

### 世界経済フォーラム（WEF: World Economic Forum）とは

- 1971年に設立された国際機関。
- スイスのダボスで開催される年次総会、所謂「ダボス会議」を主催しており、約2,500名の知識人やジャーナリスト、多国籍企業経営者や国際的な政治指導者などのトップリーダーが一堂に会し、世界が直面する重大な課題を議論。
- 環境省は2018年より、WEFのプロジェクトの一つであるPACE(Platform for Accelerating Circular Economy)に参加し、「CEチャレンジ」等循環経済の取組を促進している。

## G7 気候・環境大臣会合



- **日程**：2021年5月20、21日（オンライン形式）
- **参加国**：G7国（英国が議長）、ゲスト国（豪、印、韓、南ア）
- **日本の出席者**：小泉環境大臣、梶山経済産業大臣、  
笹川環境副大臣、堀内環境副大臣、江島経済産業副大臣



- **概要**：
  - 「気候」を冠する初めてのG7環境大臣会合。生物多様性条約COP15及び気候変動枠組条約COP26も念頭に置きつつ、G7の政策の方向性をコミュニケとして取りまとめ。
  - 全てのG7メンバーが、2050年までのカーボンニュートラル、及びこれと整合し、大幅に強化された2030年目標にコミット。その上で、全ての国、特に他の主要な排出国に対しUNDCを強化するよう要請
- **コミュニケの内容**
  - 気候変動、生物多様性等を中心に、エネルギー、循環経済、海洋等、幅広い課題
  - 気候変動の分野では、世界の脱炭素に向けた行動を加速すべく、2050年ネット・ゼロ及び2030年目標、資金、COP26交渉等。ネット・ゼロを、エネルギー、交通、産業分野での実施。
  - 自然・生物多様性の分野では、自然の主流化、生物多様性条約ポスト2020枠組みの交渉及び実施に向けた取組。
- **日本からの貢献**
  - 地方自治体の脱炭素化と国が果たす役割、産業分野のネット・ゼロに関連し「循環経済・資源効率性の原則」の作成を日本から提案。
  - 日本が議長を務めた海ごみの専門家会合の結果を基にした今後の取組の強化に言及。

## 循環経済加速化プラットフォーム(PACE)



### 設立・目的

- 世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)のプロジェクトの一つとして2018年1月のダボス会議で設立
- 官民パートナーシップを喚起することで、循環経済への移行を推進することを目的とする
  - 世界的な官民ネットワークの構築、優良事例・制度の共有(民間企業・開発銀行に投資機会を示す)
  - 循環経済の障壁に対処するための政策枠組、世界的なリーダーのネットワークの構築
  - 2021年2月にはプラスチック等5分野で関係者連携による取組加速化のレポート(Action Agenda)を公表
  - 日本環境省は2018年から参加し、「OEチャレンジ」「プラスチックスマート」等循環経済の取組を促進

### 運営組織

#### 議長



フィリップス  
Frans Van Houten CEO

#### Knowledge Partner

世界経済フォーラム、世界資源研究所(World Resources Institute)、UNEP IRP、エレン・マッカーサー財団、アクセンチュア、サークル・エコノミー

#### 加盟メンバー（約80のリーダー）

- 39企業：日産自動車、三菱自動車、IKEA、Suez、Veolia、Apple、Accenture、Unilever、Coca Cola、Cisco、Alphabet、Terracycle、ANBAMRO、Phillips、HP Inc. 等
- 21政府：日本、UAE、ルワンダ、スロベニア、デンマーク、南アフリカ、ナイジェリア、欧州委員会、中国(チャイナカウンスिल)、インドネシア、オランダ等
- 24国際機関・組織

### (3) アジア太平洋地域における 3 R イニシアティブ

アジア太平洋地域における国際的な取組も進んでいる。

平成 21 年に、アジアの途上国における廃棄物の適正処理や 3 R の推進による循環型社会構築に向けて、各国政府、国際機関、援助機関といった多様な関係者が協調して取り組む基盤となる「アジア 3 R 推進フォーラム」が、我が国の提唱により設立された。同フォーラムの下で、政府間会合の定期的開催によるハイレベルによる政策対話の実施、各国の 3 R プロジェクト実施への国際機関の支援推進などが進められている。

平成 25 年 3 月にハノイ（ベトナム）で開催された第 4 回会合では、2013 年から 2023 年におけるアジアの持続可能な 3 R 目標を明記した「ハノイ 3 R 宣言」を採択した。第 5 回会合（平成 26 年、インドネシア）からは、「アジア太平洋 3 R 推進フォーラム」に名称を改め、第 8 回会合では、アジア・太平洋地域の 3 R に関する情報を取りまとめた「アジア・太平洋 3 R 白書」が発表された。第 10 回会合（令和 2 年 11 月～12 月、ウェビナーシリーズ）からはアジア・太平洋地域における循環経済の取組を推進すべく、名称を「アジア太平洋 3R・循環経済推進フォーラム」に変更した。本会合は「コロナ禍での SDGs 達成に向けたアジア太平洋地域での循環経済推進」を全体テーマとし、アジア太平洋島嶼国 30 か国の政府関係者をはじめ、国際機関及び援助機関、民間企業、NGO などから 250 名以上が参加した。本会合においては、アジア太平洋地域におけるプラスチック廃棄物問題の概要をまとめた「プラスチック廃棄物レポート」が採択された。

このようにアジア太平洋 3 R・循環経済推進フォーラムは、アジア・太平洋各国における 3 R・循環経済推進による循環型社会の構築に向け、幅広い関係者の協力の基盤となっている。

また、平成 29 年 11 月にマニラで開催された日 ASEAN 首脳会議においては、安倍晋三首相より「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」が提唱され、ASEAN 諸国から幅広い支持を得た。このイニシアティブは、ASEAN 地域での SDGs 達成に向け、これまでの協力を抜本的に強化推進し、質の高い環境インフラの普及と様々な分野での環境協力プロジェクトを包括的かつ重層的に促進することとしており、その優先分野の一つとして、廃棄物・リサイクル分野が挙げられている。平成 30 年 11 月にシンガポールで開催された ASEAN+3 首脳会議においては、安倍首相より「ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。本イニシアティブは、日中韓の連携の下、3 R や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定支援等について、ASEAN 諸国を支援するとともに、海洋プラスチックごみ問題に係る意識啓発や科学的知見の充実・共有等の域内協力を進めるも

のであり、令和元年度11月タイ、バンコクで行われた日ASEAN首脳会談においても、その進捗に歓迎の意が示された。現在、これらのイニシアティブの下、ASEAN諸国との協力を進めるとともに、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への資金拠出を通じ、同センターを事務局とする海洋プラスチックごみナレッジセンターの立ち上げを表明するなど、ASEAN各国の廃棄物管理に関する意思決定の支援を行っている。

#### (4) アフリカにおける3Rイニシアティブ

アフリカについては、平成29年4月に我が国の他アフリカ24か国や国際機関から150名以上がマプト（モザンビーク）に集まり、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立した。本プラットフォームは、アフリカ開発会議（TICAD）VIにおける廃棄物セミナー（平成28年）での議論を踏まえて、環境省、国際協力機構（JICA）、UNEP、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT）及び横浜市のイニシアティブにより設立された。都市の廃棄物に関する知見・経験の共有や、アフリカやその他の地域における中央政府、地方自治体、研究機関、民間部門などのネットワーキングの促進を行い、廃棄物管理への投資を促し、アフリカ各国における廃棄物管理の政策優先順位を上げることで、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」がアフリカで実現することを目指している。

平成30年6月には、ラバト（モロッコ）で第1回全体会合を開催し、アフリカの32か国、38都市、関係者含め、合計250名以上の参加を得て、モロッコにおける廃棄物管理、SDGsの達成に向けたデータ収集や官民連携、アフリカにおけるファイナンス等について議論を行った。

令和元年8月26日～27日には、TICAD7の公式サイドイベントとして第2回全体会合を横浜で開催し、アフリカ38か国の参加を含む約400名が参加した。本会合では、「レジリエントな都市の実現に向けた持続可能な廃棄物管理」をテーマに、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換や、アフリカ各国からの参加者にアフリカでの事業展開に関心を有する日本企業を紹介するセッション等を行うと共に、ハイレベルセッションで表明された取組等を踏まえて、本会合の成果文書としてACCPの今後の活動の方向性を示す「ACCP横浜行動指針」が採択され、TICAD7にインプットされた。今後とも、同プラットフォームや同行動指針を通じ、アフリカ諸国への支援を進めていく予定である。令和2年からは、UN-HABITAT（国連人間居住計画）がACCP事務局を担い、環境省にて活動を支援している。

モザンビーク・マプト市の最終処分場においては、福岡方式（廃棄物処分場の準好気性埋立方式）の適用を含むウレネ最終処分場の安全閉鎖に向けたプロジェクトを実施しており、令和2年10月に第1期の工事が完工した。本事業はACCPのモデルプロジェクトとして位置づけ、アフリカ各国における福岡方式のさらなる導入拡大につなげていく。

## (5) 廃棄物・リサイクル分野のインフラ輸出戦略

途上国においては、経済成長によりもたらされる廃棄物問題や公害問題の影響を回避するために、先進国の教訓を活かし、優れたインフラを早期に導入・普及することにより公害被害や対策のコストを減らし、トータルの環境対策のコストを最小化する「一足飛び型」の発展を目指す必要がある。

内閣官房長官を議長とした経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」(平成 29 年度改訂版)において、従来からの気候変動の緩和分野に加え、廃棄物分野が位置づけられたのを踏まえ、平成 29 年 7 月、環境省において、インフラシステム輸出戦略の環境関連部分を具体的かつ総合的に進めるために「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

環境インフラ海外展開基本戦略の主要な取組は、以下のとおりである。

1. 二国間政策対話、地域内フォーラム等を活用したトップセールスの実施
2. 制度から技術、ファイナンスまでのパッケージ支援とその経済的社会的効果の発信
3. 民間企業、自治体、関係省庁や国内外の援助機関等と連携した実施体制の強化

この他、廃棄物・リサイクル分野を含む六つの具体的分野と地域別の実施方針を盛り込んでいる。

この戦略において、廃棄物・リサイクル分野における分野別アクションとしては、日本事業者による実現可能性調査 (Feasibility Study ; FS) 支援及びモデル事業、二国間合同委員会を通じた、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用、住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでの研修、多国間での協力基盤の場の設定・活用、高度な技術の導入による長期的な環境負荷低減・経済効果分析及び地域の循環産業基礎データの整備・発信を進めることとしている。

さらに平成 30 年 6 月 7 日には「インフラシステム輸出戦略 (平成 29 年度改訂版)」に基づき、環境分野及びリサイクル分野の海外展開戦略を策定するとともに、同日には「インフラシステム輸出戦略 (平成 30 年度改訂版)」も決定された。

令和 2 年 12 月 10 日には、新型コロナウイルスの感染拡大を受け医療・保険体制充実への関心が高まったことや、今後の世界全体で社会の変革やデジタル化、脱炭素化が加速すると見られるところ、従来とは異なるインフラニーズに対応することを目的とし、「インフラシステム海外展開戦略 2025」が決定された。

これらの戦略の一環として、民間企業の更なる海外展開を後押しするべく、環境インフラの海外展開に積極的に取り組む民間企業や各関係者の活動を支

援する「環境インフラ海外展開プラットフォーム(JPRSI)」を令和2年に設立した。

令和3年6月15日、二国間クレジット制度(JCM)を通じて、廃棄物発電施設を含む環境インフラの海外展開を一層強力に促進するため、「脱炭素インフライニシアティブ」が策定された。2030年度までに官民連携でGHG排出削減量累計1億トン程度(事業規模最大1兆円程度)を目指すことが盛り込まれている。

「インフラシステム輸出戦略(令和2年度改訂版)」及び「成長戦略(2020年)」においても引き続き循環産業の国際展開の推進が掲げられる等、環境インフラの海外展開は益々重要になっている。今後、こうした戦略等を基に、我が国の質の高いインフラの海外展開を進め、途上国の環境改善促進に貢献していくこととしている。自治体の皆様におかれても、循環産業の海外展開に向け、是非御協力をお願いしたい。

## (6) 廃棄物・リサイクル分野における国際協力の取組

環境省では、国際的な3Rイニシアティブやインフラ輸出戦略を踏まえ、国際協力や我が国循環産業の海外展開支援を行っている。取組の中では、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度のパッケージとしての提供を進めている。

インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ミャンマー等のアジア諸国をはじめとして進めている二国間協力の例としては、以下のものがある。

制度整備等の支援の例としては、タイとの間では産業廃棄物の輸送に関する実施基準の整備や産業廃棄物のリサイクルガイドラインの作成等の支援を行っている。マレーシアとの間では廃棄物処理技術選定ガイドラインの策定支援を、インドネシアとの間では廃棄物発電導入を包括的にサポートする支援プログラムを、それぞれ実施している。さらにベトナム、フィリピン及びミャンマーとの間でも毎年政策対話・廃棄物管理合同委員会を実施している。

そのほか、途上国において「ジャパン環境ウィーク」を設定し、政務またはハイレベルも出席して我が国の環境技術等を紹介している。「ジャパン環境ウィーク」の初の取組である、平成30年1月の「日本・ミャンマー環境ウィーク」、2回目となる平成31年1月9日～11日の「日本・ベトナム環境ウィーク」に引き続き、令和2年1月14日～16日には「日本・タイ環境ウィーク」を、令和3年1月14、15日には「日本・インドネシア環境ウィーク」を開催した。開催に先んじて行われた、「日本・インドネシア環境政策対話」では、

小泉進次郎環境大臣とインドネシア環境林業大臣との大臣会合、そして局長級会合で、二国間協力に基づく Waste to Energy (WtE) 施設導入についてのこれまでの日本の支援をはじめとする取組に触れ、今後も継続的に連携していくことを確認した。

さらに環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、JICA による開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受入れ、JICA の実施する調査等についても必要な協力を行っている。JICA の実施する専門家養成研修への積極的な参加についても御協力をお願いする。

訪日研修としては、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修に、アジア諸国やケニア、ブラジル等世界各国より平成 23 年度から令和元年度にかけて合計延べ 375 名が参加した。令和 2 年度終了時点では合計延べ 471 名の参加となる見込みである。

また、我が国の循環産業とその技術を活かすためのシステム、並びに廃棄物処理・3R 制度についての知見等をパッケージとして国際展開することにより、循環型社会構築を世界規模で推進し、日本経済の活性化にも貢献することを目的として、環境省では「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」を行っている。具体的には、国際展開計画事業についての実現可能性調査 (Feasibility Study ; FS) 等への支援、海外情報の収集と国内事業者への提供、我が国循環産業及び技術に関する海外への情報発信等を行っている。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国の自治体が有する、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウが求められている。また、我が国循環産業の海外展開支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、地方公共団体の取組との連携及び相手国との地方公共団体間連携を図っていくことが有効である。環境省においては、廃棄物分野の地方公共団体の人材活用に向けたプラットフォーム構築に向けた検討を進めている。令和 3 年度にはプラットフォームの試行実施も予定しており、今後とも各自治体の御協力をお願いしたい。

## 環境省の廃棄物分野における国際協力と循環産業の国際展開支援

- ・ 途上国の廃棄物発生量は今後とも増加。不適切な廃棄物の管理は、生命や生活に大きな影響。
- ・ 一方、我が国は、優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度を築き上げてきた。

成長戦略、骨太の方針及びインフラシステム輸出戦略において、廃棄物処理のノウハウ・技術の国際展開が位置付けられる等、政府として廃棄物処理の国際展開を推進。

- ・ **我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度をパッケージとして提供**

### 1 二国間協力

#### 制度整備等の支援例

【ベトナム】廃棄物管理及び3Rに関する  
合同委員会の開催

【フィリピン】廃棄物発電施設導入ガイドライン策定支援等  
【モザンビーク】2019年2月、土地・環境・農村開発省と都市廃棄物分野における協力覚書を締結



### 2 多国間協力

#### アジア太平洋3R・循環経済 推進フォーラム

- ・ 第10回会合を2020年11月24日～12月22日の間に、計6回、オンライン会議形式にて開催。本会合ではアジア諸国・太平洋島嶼国等（30か国）の政府関係者、国際機関、業界団体、研究者及びNGOなどから約250名が参加。



### 【主な取組状況】

#### ミャンマー・ヤンゴン市におけるJCM資金 支援事業による廃棄物焼却発電施設の 設計・建設

- ・ 焼却炉（60 t/日処理規模）が2017年4月に竣工。



#### マレーシアにおける廃棄物発電技術ガイドラインの作成支援

#### インドネシアでの廃棄物発電導入支援プログラム

- ・ 廃棄物発電に係る技術ガイドライン策定、ビジネスモデル確立、訪日研修実施及び日尼合同委員会開催等、包括的な支援を提供。

#### 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」

- ・ 環境省・JICAが事務局となり、知見の共有とネットワーキング等を行うプラットフォーム。2017年4月27日に設立。
- ・ 2020年8月、モザンビーク・マプト市の最終処分場で、福岡方式の適用を含む安全閉鎖に向けた工事が完了。



## 4. 大阪湾フェニックス計画について

都府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処理場計画（フェニックス計画）を国土交通省と共同で推進している。

近畿圏においては、2府4県にまたがる「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において、平成元年度から広域処理対象区域（現在 168 市町村を指定）内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。近畿2府4県において発生する一般廃棄物の最終処分量の約6割、産業廃棄物の最終処分量の約3割を受け入れ、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のため重要な機能を果たしている。

平成30年度末には、現在稼働している4つの処分場の計画容量の約82%が埋め立てられており、新たな埋立処分場の確保が課題となるなか、現在、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業実施に向け、環境影響評価法に基づく手続きが進められており、令和3年1月から環境影響評価準備書の公表並びに縦覧を実施している。

災害廃棄物の受入れについては、平成7年の阪神・淡路大震災による災害廃棄物約280万トン、平成16年の台風23号による災害廃棄物を兵庫県下4市町から約2,400トン、平成25年の淡路島地震による災害廃棄物約2万6,000トンを受け入れており、災害復興にも大きく貢献している。今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の広域的な廃棄物処理体制について検討を進めていく中で、災害廃棄物の処分場等の確保という観点も踏まえ、海面処分場の役割に対する社会的要請を考慮する必要があるため、令和元年度から大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の基本条件の検討を行っている。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対する積極的な指導及び本事業への協力をお願いする。

